# 「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務委託に係る企画提案募集要領

#### 第1 趣旨

本募集要領は、宮城米マーケティング推進機構が「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 第2 業務名

「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務

# 第3 業務目的

宮城米マーケティング推進機構では、おいしい宮城米を用いた米飯を提供する県内外の飲食店、旅館、ホテル等を「おいしい"宮城米"米飯提供店」(以下「提供店」という。)として指定している。

本業務は、提供店を活用した喫食機会の提供及び宮城米の広報宣伝の実施により、宮城米の認知醸成、ブランド力強化及び評価向上を図るものである。具体的には、銘柄選びの提案を行いながら、消費者にとって提供店を利用するメリット、実需者にとって宮城米を使用するメリットとなり得るキャンペーンを実施するとともに、提供店の加入促進及び更新手続きを行い、広報宣伝の裾野を広げるものである。

#### 第4 対象となる提供店

310店舗(令和6年5月28日現在: 県内192、県外118)ある提供店のうち、キャンペーンの参加を 希望する店舗。(昨年度参加店数:202店舗)

なお、提供店は随時指定及び廃止を行っていることから、増減する可能性がある。

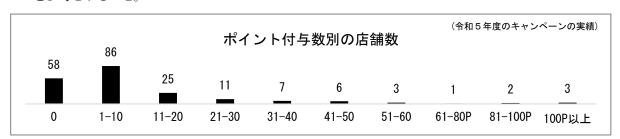
## 第5 提案全体に係る与件

- 1 当機構が令和6年度に掲げる以下の3つの活動方針に資する提案を行うこと。
  - (1) 「みやぎ米ブランド化戦略」に沿ったみやぎ米4品種(ひとめぼれ、ササニシキ、だて正夢、金のいぶき)を柱とした広報宣伝の展開
  - (2) 持続可能性への貢献など宮城米ならではの付加価値の訴求
  - (3) 宮城米を食べる機会の拡大による県内外での新たな顧客層の開拓と固定ファン化
- 2 特にターゲットにすべき消費者のセグメントを選定し、理由とともに企画提案すること。

## 第6 委託業務に関して提案を求める内容

- 1 キャンペーンの実施
  - (1) 以下の条件を満たすキャンペーンを提案すること。
    - イ 消費者に対して宮城米4品種(ひとめぼれ、ササニシキ、だて正夢、金のいぶき)の特長、品種による違いを訴求するとともに、提供店に対しても改めて宮城米の良さ、料理に合った品種を認識いただけるような機会を提供すること。
    - ロ 全提供店に対してキャンペーンへの参加意向の確認を行い、参加店を決定すること。参加店舗数が 概ね前年並に満たない場合は、再度意向確認や参加誘導を行い、店舗数を確保すること。
    - ハキャンペーンの実施時期及び実施期間については、より効果的なものになるように工夫すること。
    - 二 消費者のキャンペーンへの参加方法は、デジタルツールのみで完結する仕組みとすること。
    - ホ キャンペーンの応募数の増加につながる効果的な広報宣伝を行うこと。
    - へ 提供店は、客層や営業形態等がそれぞれ異なり、キャンペーンに対する現場対応方法も参加店によって差があることから、実施方法を工夫すること。

- ト キャンペーンに参加することで、宮城米のPRに積極的な参加店がより大きいメリットを得られるような仕組みを検討すること。(昨年度実施例:店舗のジャンルや地域ごとに応募数上位の店舗に対して、表彰・宮城米進旱・提供店向けのキャンペーン実施レポートで紹介)
- チ 参加店の積極性に合わせてキャンペーン内容や実施期間等を変えて実施しても構わない。参加店の 積極性については、昨年度のキャンペーンに係るポイント付与数からある程度推測できるため、以下 を参考とすること。



また、昨年度のキャンペーン概要についてはこちらを参照すること。

(2) キャンペーン運営事務局を設置するなど、キャンペーン告知から本業務終了まで参加提供店や利用客からの問合わせ等に対応すること。

#### 2 提供店制度新規加入促進

- (1) 米の年間使用量のうち宮城米を4分の3以上使用している飲食店等に対して、提供店制度への加入を 促すこと。
- (2) 本要領第5を踏まえ、ふさわしい店舗について、10店舗以上の新規加入を目指すこと。
- (3) キャンペーン開始前までに提供店登録された店舗のみ、今回のキャンペーンに参加できるものとする。
- (4) 当機構ホームページ (<a href="https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/riceshop/shitei.html">https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/riceshop/shitei.html</a>) に、登録 に係る手続きについて掲載しているので、参照すること。

#### 3 提供店の更新手続き

- (1) 全提供店に対して、次年度の登録継続意向や米の年間使用実績、届出事項に係る変更等を確認し、更新作業を行うこと。
- (2) 更新辞退の理由によっては、発注者に相談の上、更新継続となるよう働きかけること。
- (3) 更新については、12月頃全店舗に郵送等により通知のうえ、更新に係る様式の記載事項を Excel ファイルにとりまとめて、発注者へ履行期限までに報告すること。詳細は発注者から指示する。
- (4) 令和6年度時点の提供店情報は Excel ファイルにて受注者へ提供する。一部提供店の担当者やメールアドレスの情報も保有しているが、メール以外でのやりとりが必要な提供店も多い。

#### 4 その他

- (1) 昨年度の実施内容にとらわれず、PR効果が高く話題性のある企画を提案するとともに、昨年度を上回る応募数を確保すること。
- (2) 1から3の業務内容に加え、より効果的な独自提案があれば、提案して構わない。
- (3) JA グループや宮城県(県庁)で実施する宮城米のPRに係る事業を活用しながら、相乗効果を得られるような工夫をすること。これらの事業については、発注者からも随時情報提供する。
- (4) 発注者と内容を協議の上、効果測定に必要なアンケートを実施すること。
- (5) 業務終了後、次の内容を取りまとめた報告書を作成し、紙(2部)及び電子データで発注者に提出すること。
  - イ キャンペーン等の実施概要
  - ロ キャンペーン等の実施の様子がわかるもの

- ハ 提供店及び利用客からの問合わせ等の記録
- ニ 効果測定及び次年度に向けた分析結果
- (6) 上記(5) とは別に、1枚にまとめた実施概要を電子データで発注者に提出すること。
- (7) 業務の遂行にあたっては、当機構が管理する以下のホームページやSNSアカウントを使用しても構わない。

#### 【ホームページ】

・宮城米マーケティング推進機構(https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/)

#### (X)

- ・宮城米マーケティング推進機構【公式】@miyagimai\_mk
- ・おいしい"宮城米"米飯提供店 プレゼントキャンペーン【公式】@oishiimiyagimai
- ・だて正夢【公式】@datemasayume m
- ・金のいぶき【公式】@kinnoibuki

#### [Instagram]

・みやぎライシーレディ【公式】@miyagi\_riceylady

#### [Facebook]

・宮城米マーケティング推進機構@miyaginookome

#### Youtube

みやぎ米PR

#### [TikTok]

・みやぎライシーレディ【公式】@miyagi\_riceylady

#### LINE

- ・宮城米マーケティング推進機構
- (8) 宮城米キャンペーンキャラクター (2024 みやぎライシーレディ) を活用する場合、当該キャラクター の報酬及び旅費は、発注者が負担する。
- (9) この業務内容に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。

#### 第7 履行期限

令和7年3月21日(金)

#### 第8 実施場所

宮城県内外

## 第9 事業費(委託上限額)

金5,500,000円(うち消費税及び地方消費税の額 金500,000円)

#### 第10 申込資格

次のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 3 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、本県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限 要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- 5 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- 6 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しないこと。

- 7 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 9 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

#### 第11 説明会・質問

1 説明会

説明会は開催しない。

2 質問の受付

次のとおり、企画提案を求める内容等に関して質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 募集開始から令和6年7月10日(水)午後3時まで
- (2) 提出方法 別記様式第1号により、第16の問合わせ先へ電子メールで提出すること。電話や口頭、 受付期間以降の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法 質問への回答は、宮城米マーケティング推進機構ホームページの本件お知らせ欄に追記する形で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ電子メールにて回答する。

#### 第12 企画提案への参加申込方法

- 1 提出書類
  - (1) 企画提案参加申込書(別記様式第2号) 1部
  - (2)宣誓書(別記様式第3号)

1部

(3) 会社概要 (既存資料で可)

1部

- 2 提出期限 令和6年7月17日(水)午後5時まで(必着)
- 3 提出方法 持参又は郵送等で第16の問合わせ先へ提出すること。

# 第13 企画提案書の提出方法

1 提出書類

企画提案書(任意様式):8部

※A4片面、ページ番号付き、左上綴じ、20ページ以内(表紙を除く)とし、提案内容を簡潔かつ分かり やすくまとめたものとすること。

- 2 企画提案書が具備すべき内容
  - (1) 企画提案を行う業務名と提案事業者名 (表紙に記載)
  - (2) キャンペーンについて
    - イ キャンペーン内容の提案(本業務の目的を踏まえ、具体的な内容を記載のこと)
    - ロ 提供店への告知及び参加意向確認方法の提案
    - ハ 誘客のための広報宣伝方法及び各種ツールの提案
    - ニ 事務局等キャンペーンの運営に関する提案
    - ホ その他、本業務委託内で実現可能な独自提案(提案する場合)
  - (3) その他
    - イ 提供店制度新規加入促進に係る候補店舗の選定方法と見込み増加店舗数
    - ロ 業務の実施体制及び作業スケジュールに関する提案
    - ハ 業務にかかる事業経費見積
      - ※実施する業務の項目ごとに、規格、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
    - ニ 官民を問わず本業務と類似した業務の受託実績
- 3 提出期限 令和6年7月24日(水)午後5時まで(必着)

- 4 提出方法 持参又は郵送で第16の問合わせ先へ提出すること。
- 5 留意事項
  - (1)提出後の書類の差し替えは認めない(発注者が補正等を求める場合を除く)。万が一修正がある場合は、選定委員会開始までに書面で修正内容を示すこと。口頭や選定委員会後の修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
  - (2) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
    - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明なため、企画提案書と して不適切と認められる場合。
    - ロ 本要領等の規定に従っていない場合。
    - ハ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合。ただし、企画ごとに代案等を提案してもかまわない。
    - ニ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
    - ホ 民法 (明治29年法律第89号) 第90条 (公序良俗)、第93条 (心裡留保)、第94条 (虚偽表示) 又は第95条 (錯誤) に該当する提案を行った場合
  - (3) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
  - (4) 受注者は、本事業(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

# 第14 審査方法

1 本業務に係る提案を審査する選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、提案者が6者以上の場合は、予め企画提案書による予備審査(書類審査)を行った上で、上位5者 程度で企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

- 2 選定委員会は次のとおり開催する。
  - (1) 開催日 令和6年7月31日(水) 予定
  - (2) 開催場所 宮城県庁10階1001会議室 予定
  - (3)審査方法

企画提案書等の内容について書類の総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を 業務委託候補者として選定する。

(4) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がない場合は、再度、企画提案者を 募集する。

# (5)審査内容

審査項目及び配点(満点:50点)は以下のとおりとする。

審查項目	審査の視点		点	
事業内容	・業務の目的や内容を十分に理解した提案となっているか。	10		
	・PR効果の高い手法・内容になっているか。	1 0		
	・宮城米のPRに積極的な店舗がより高い効果及びメリットを得られるよう	1.0		
	な仕組みとなっているか。	1 0	4 5	
	・提供店や消費者への情報発信方法は、適切で効果的か。			
	・提供店新規加入促進に向けた創意工夫がされているか。	5	5	
	・実施可能なスケジュール及び見積となっているか。	5		
実施体制	・確実に委託業務を遂行できる実施体制・能力を有しているか。	5	5	
			5 0	

# (6) 選定結果の発表

選定結果については、後日、参加した全ての企画提案者に文書で通知する。なお、審査及び選定結果に関する質問には応じないものとする。

# 第15 スケジュール

内 容	期日			
企画提案募集開始	令和6年7月 1日(月)			
質問受付締切	令和6年7月10日(水)午後3時			
質問回答	令和6年7月12日(金)			
参加申込締切	令和6年7月17日(水)午後5時			
参加申込者に対する予備審査の有無の通知	令和6年7月19日(金)予定			
企画提案書提出期限	令和6年7月24日(水)午後5時必着			
(予備審査の実施及びその結果の通知)	令和6年7月26日(金)予定			
選定委員会	令和6年7月31日(水)予定			
選定結果通知	令和6年8月上旬予定			
契約締結	令和6年8月中旬予定			

## 第16 問合わせ先

宮城米マーケティング推進機構事務局(宮城県農政部みやぎ米推進課)担当:松崎・若松・増岡 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎10階

TEL 022 (211) 2841 FAX 022 (211) 2849

e-mail miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp

# 「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務 質問書

令和6年 月 日

	事業者名	
連絡先	部署・氏名	
	電話	FAX
	E-mail	
質問事項		

※受付期限:令和6年7月10日(水)午後3時まで

(電子メールのみ: mailto:miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp)

# 「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務 企画提案参加申込書

令和6年 月 日

宮城米マーケティング推進機構 会長(宮城県知事) 村井 嘉浩 殿

> 所在地 事業者名 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者の概要

7 - 20 4 214 - 12-24		
県内事業所等の		
所在地		
業種		
従業員数		
主な事業内容		
担当部署名		
担当者連絡先	担当者: 電話: E-mail:	FAX:

2 添付書類

・宣誓書(別記様式第3号) : 1部・会社概要 : 1部

※申込期限:令和6年7月17日(水)午後5時必着(郵送可)

# 「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務 宣誓書

令和6年 月 日

宮城米マーケティング推進機構 会長(宮城県知事) 村井 嘉浩 殿

> 所在地 事業者名 代表者氏名

「おいしい"宮城米"米飯提供店」キャンペーン業務に関する企画提案の提出に当たり、下記のすべての 条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、本県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(会社 更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- 5 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- 6 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しない者であること。
- 7 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者であること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 9 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。